

日田市自治基本条例の 見直し等に関する提言

令和4年3月23日

日田市自治基本条例見直し検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 条例改正の必要性について	1
3. 条例の運用にあたって	1
4. おわりに	3
委員名簿	4
条例の見直しに関する経過	4

1. はじめに

地方分権の進展や多様化する住民ニーズなど社会環境の変化を背景として、「自己決定と自己責任の原則に基づく行政運営やまちづくり」と「市民が主役のまちづくり」を実現するため、日田市自治基本条例は、3年半にわたる議論と市民ワーキンググループをはじめとした多くの市民の参画により策定され、平成26年4月1日に本市における最高規範として施行された。

本条例は、日田市における自治の基本原則を明らかにし、まちづくりにおける市民の権利と責務、市議会や行政が担うそれぞれの役割を定めたものであり、その内容は常に時代や社会情勢の変化に沿っていることが求められる。このため、施行の日から4年を超えない期間ごとに検証と市民参画による見直しの検討を義務付けている。

日田市自治基本条例見直し検討委員会は、本条例の見直しに関して行政に対し適切な措置を講じるよう提言するための機関として設置され、条例施行後4年目の平成29年度の見直しでは、住民自治組織に対する公共的役割の移譲と行政による支援を明確にする規定を整備するよう求める提言を行った。

前回の提言から、本市を取り巻く社会経済情勢を勘案しつつ、市民の意見を踏まえて、それぞれの立場による経験と知見をもとにした議論を進め、特に本条例のポイントの一つである市民参画を中心に検討した。

このたび、本委員会として一定の結論に達したことから、条例第29条第1項に定める市民参画による日田市自治基本条例の検証と検討の結果として、次のとおり必要な措置を講ずるよう提言するものである。

2. 条例改正の必要性について

本委員会による検討の結果、条例改正の必要性はないと判断する。

【判断した理由】

社会情勢の変化を鑑みても、現在の条例の各条項について見直しの必要性があるとは言えない。本条例は理念条例に位置付けられることから、条文自体の見直しではなく、逐条解説の見直しを含めた具体的な運用がより重要であることから条例改正の必要性はないと判断した。

3. 条例の運用にあたって

本委員会における検討を進める過程で、条例改正を提言するには至らないものの、運用面での改善が必要との結論に至った項目について、次のとおり指摘する。

(1) 自治基本条例の市民への浸透活動

【検討の対象とした理由】

自治基本条例の市民への浸透は十分とは言えないと考える。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、条例そのものの周知に限らず、趣旨を浸透させる必要がある。

【指摘の内容】

自治基本条例の市民への浸透を目的として、更なる取組の充実を求める。

(2) 地域の自主性を尊重した人づくり、リーダーづくりの取組 — 第7条関係 —

【検討の対象とした理由】

自治基本条例の趣旨を浸透させるためには、実際に地域を良くするために行動してもらうことが大事であるとする。地域のまちづくり活動をけん引していく人づくりが重要である。

【指摘の内容】

地域の自主性を尊重した人づくり、リーダーづくりの取組を求める。

(3) 地域団体等の担い手不足対策の検討 — 第7条関係 —

【検討の対象とした理由】

自治基本条例の趣旨を実行していく地域団体については、担い手不足が進行していると考えられる。市全体で人口減少が進んでおり、何らかの対策を検討する必要がある。

【指摘の内容】

地域団体等の担い手不足対策の検討を求める。

(4) 地域コミュニティの見直し — 第7条関係 —

【検討の対象とした理由】

自治会を中心とした地域の繋がりは、災害発生時でも重要なものである。一方で、本市に移住してきた方の中には、地域に入りづらい状況も見受けられるものの、そのような移住者にも最終的には地域に協力、自治会に加入してもらうことが望ましいと考える。加入の一手前という考え方として、自治会の会合にオンラインで参加できるなど様々な工夫や多様な考え方が重要である。

【指摘の内容】

地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、多様な参加機会の確保に繋がる取組を求める。

【本委員会が想定する対応】

多様な参加機会の確保として、地域の会合にオンラインでも参加できるなど、地域の活動に参加しやすい雰囲気作りに努める趣旨を条例逐条解説に追加する。

(5) 子供、若者、次世代を担う人たちの市民参画の場への参加 — 第8条関係 —

【検討の対象とした理由】

若い世代に対して、日田市のまちづくりの根幹を作っていく場面に参加できることを訴えかけていくことが重要であると考えます。就職を機に日田市を離れていく若い世代が魅力を感じる町にしていくため、意見交換の場づくりが必要である。

【指摘の内容】

次世代を担う人たちの市民参画の場への参加が進む仕組みづくりを求める。

【本委員会が想定する対応】

若い世代が参加しやすくなるようオンライン方式の開催を行う。

(6) 市民参画を進めるための多様な開催方法の検討 — 第21条関係 —

【検討の対象とした理由】

新型コロナウイルス感染症の影響で対面方式による会合等の市民参画が難しい状況であると考えます。誰もが参加しやすくなるよう、開催時間帯や対面方式以外の開催方法の検討が必要である。

【指摘の内容】

市民参画を進めるための多様な開催方法の検討を求める。

【本委員会が想定する対応】

土日祝日開催、平日夜間の開催、オンライン方式の開催を行う。

(7) 社会を取り巻く背景を踏まえた条例の見直し — 第29条関係 —

【検討の対象とした理由】

自治基本条例づくりの取組を始めた12年前には「条例見直し検討委員会」等の会議がオンラインで開催されることは想定されていなかったと考えます。このような時代の変化を踏まえた条例の見直しをしていくことが重要である。

【指摘の内容】

社会を取り巻く背景を踏まえた条例の見直しを求める。

4. おわりに

本市では、人口減少と少子化、高齢化が進行しており、コミュニティの維持が困難となる地域も増えつつある。このような中において「市民が主役のまちづくり」と将来にわたって安心して住み続けることのできるまちづくりは行政に課せられた使命となっている。

本提言が、市民参画と協働によるまちづくりと市民にとって「住んでいてよかった」と感じることができるまちづくりに寄与し、また、若者世代が本市を一旦離れても将来的に帰郷したいと思えるまちとなるよう、取組の推進を期待するものである。

【日田市自治基本条例見直し検討委員会 委員名簿】

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	渡邊 博子	国立大学法人 大分大学
副委員長	井上 營吉	日田市自治会連合会
委 員	安永 智和	社会福祉法人 日田市社会福祉協議会
〃	濱田 宗則	一般財団法人 日田市公民館運営事業団
〃	小池 将光	一般社団法人 日田青年会議所
〃	石井 美雪	SMILEスマイル
〃	松永 鎌矢	NPO法人リエラ
〃	片桐 健二	上津江地区振興協議会
〃	中嶋 美穂	日田市（企画振興部）

【 自治基本条例の見直しに関する取組の経過 】

年 月 日	取組の内容
令和3年 11月 12日	自治基本条例に関するアンケート （市ウェブサイト・市 SNS による依頼、無作為抽出による郵送依頼） （回答数：863件 うちウェブ回答 453件、紙回答 410件）
令和4年 2月 14日	日田市自治基本条例見直し検討委員会委員委嘱式 第1回 自治基本条例見直し検討委員会 【オンライン開催】 （説明、見直し検討）
3月 23日	第2回 自治基本条例見直し検討委員会（提言案の検討、提言）